

FIT・FIP 認定を取得された発電事業者さまへ（お知らせ）

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2022年4月1日に改正されました「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」における「認定失効制度」を踏まえ、現在、当社では、系統連系工事着工申込書（以下「着工申込書」といいます。）を受付しております。

着工申込は、発電事業者さまによるご提出後、当社がその内容に不備がないことを確認した上で受領いたします。

失効期限日までに当社にて着工申込書を受領するための提出期限日について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 着工申込書の提出期限日 認定失効日の1ヶ月前の日

2 着工申込書の提出対象

FIT・FIP 認定を取得された発電事業者さまのうち、以下を除くすべての発電事業者さまが着工申込書の提出対象となります。

- ・既に FIT・FIP 制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始している発電事業者さま
- ・10kW 未満の太陽光発電設備の FIT 認定を取得された発電事業者さま

なお、認定失効制度における着工申込書の提出は、認定要件として位置付けられたものでないため、必ずしもご提出が必要なものではありませんが、ご提出されないまま FIT・FIP 制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始されない場合、原則、運転開始期限または改正法施行日（2022年4月1日）から1年後に認定が失効となります。そのため、認定失効制度の詳細について、資源エネルギー庁の HP 及びお知らせをご確認いただき、発電事業者さまにてご提出の可否および認定失効日をご判断いただきますようお願いいたします。

○資源エネルギー庁 HP 「なっとく！再生可能エネルギー」認定失効制度

URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html#fip_more

○資源エネルギー庁「再エネ特措法に基づく認定失効制度にかかる運用の詳細について（お知らせ）」

URL :

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/2022_shikou_kigen3.pdf

3 着工申込書の様式

下表のとおり、認定発電設備ごとにご提出いただく着工申込書の様式が異なるため、ご注意ください。（異なる様式でご提出いただいた場合、受領いたしかねます。）

認定発電設備	様式
未稼働太陽光措置※の対象	(別紙1) 着工申込書 (未稼働案件用)
未稼働太陽光措置※の対象以外	(別紙2) 着工申込書 (認定失効制度用)

※資源エネルギー庁 HP「[なっとく！再生可能エネルギー](#)」参照

4 着工申込書の提出方法

発電設備の設置場所ごとに、次頁以降に記載の担当窓口へ郵送にてご提出をお願いいたします。当社以外の買取事業者に売電予定の場合、買取事業者を介してご提出いただきます。発電事業者さまから買取事業者への具体的なご提出方法については、買取事業者にお問い合わせください。

5 留意事項

- (1) 本お知らせの当社への「提出」とは、郵送により当社に着工申込書が届くことを指し、「受領」とは、当社がその内容に不備がないことを確認したことを指します。着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、着工申込書をご提出いただくこととなりますので、記入例および申込要件をご確認いただき、申込要件を満たした上で、ご提出いただくようお願いいたします。
また、着工申込書を当社が受領した日以降に、実際には申込要件を満たしていないことが国等により確認された場合、認定失効となる可能性がありますのでご注意ください。
- (2) ご提出後運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行った場合、未稼働太陽光措置の対象の発電事業者さまは、着工申込書【未稼働案件用】を改めてご提出いただく必要がございます。未稼働太陽光措置の対象以外の発電事業者さまは、改めて着工申込書をご提出いただく必要はございません。
- (3) 着工申込書の受領日は、当社が着工申込書の記入内容を確認した後にお知らせします。
- (4) 本申込に伴い発生した不利益について、当社は一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

以 上

<着工申込書の提出先>

本島系統の発電事業者さま

当社との間で接続契約を締結した時期により提出先が異なります。

- 2017年4月1日以前に当社との間で接続契約を締結したFIT発電事業者さま。(小売買取) または、FIP認定を取得し、当社と買取契約を締結した発電事業者さま

着工申込書の提出先	住所
販売企画部供給受付センター	〒901-2611 沖縄県浦添市牧港四丁目 11-3 おきでん牧港ビル7階

- 2017年4月1日以降に当社との間で接続契約を締結したFIT発電事業者さま。(送配電買取)

着工申込書の提出先	住所
送配電事業部ネットワーク受付センター	〒901-2611 沖縄県浦添市牧港四丁目 11-3 おきでん牧港ビル1階

- 2017年4月1日以降に当社との間で接続契約を締結し且つ、特定卸供給を希望されるFIT発電者さま。(送配電買取特定卸)

着工申込書の提出先	住所
送配電事業部ネットワークサービスセンター	〒901-2602 沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

※那覇支店、うるま支店、名護支店に提出されても受け取りいたしませんのでご注意ください。

離島系統の発電事業者さま

離島は次の市町村が該当します。記載以外の離島に発電設備を設置された発電事業者さまは供給受付センター、ネットワーク受付センターおよびネットワークサービスセンターにて対応いたします。

市町村	着工申込書の提出先	住所
宮古島市、多良間村	宮古支店配電サービスグループ	〒906-0008 沖縄県宮古島市平良字荷川取 459 番地の 1
石垣市、竹富町、与那国町	八重山支店配電サービスグループ	〒907-0001 沖縄県石垣市字大浜 441 番地 2
久米島町、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村	離島事業部沖周運用グループ	〒901-2602 沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

接続契約の確認方法

当社から案内しております「系統連系に係る契約のご案内」にて接続契約の締結時期をご確認できます。

(小売買取)

沖縄電力株式会社
〇 〇 支 店

系統連系に係る契約のご案内

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 年 月 日付 **電力購入契約申込書 兼 系統連系申込書** によりお申込みいただきました発電設備（認定発電設備 I D : [] 以下、「当該発電設備」といいます。）の接続に係る契約について、下記のとおりご案内に「**電力購入契約申込書兼系統連系申込書**」と記載されております。

(送配電買取)

〇〇〇〇〇〇〇〇 様

沖縄電力株式会社
〇 〇 〇 **印**

系統連系に係る契約のご案内

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、 年 月 日付 **特定契約申込書 兼 接続契約申込書 (送配電買取)** によりお申込みいただきました発電設備等（以下、「当該発電設備等」といいます。）の接続に係る契約について、下記のとおりご案内申し上げます。

ご案内に「**特定契約申込書兼接続契約申込書**」と記載されております。

本件に関するお問い合わせ先

沖縄電力株式会社

TEL : 0120-586-391

受付時間 : 08:30~17:00 (土日、祝日を除く)

※お問い合わせの際は「着工申込書の件」と提出先部署名をお伝え頂くことで、スムーズな対応が可能となりますのでご協力をお願いいたします。